

八十部の律に就いて

松本文三郎

一

吉藏の三論玄義(卷二)諸部通別の義を明かす中には、大智度論を引いていふ。
八十部律八十部毗婆沙釋之。

とある。此に八十部の律といふは、抑も如何なるものを指示するのであらうか。三論玄義は支那や我邦の佛教者の必らず先づ繙讀する書であるから、後世の註釋書も可なりに多いが、余輩の知れる狭き範圍に於ては、未だ此句に對し明了なる解釋を與へたものを見ない。唯僅かに其出典を擧ぐるに止まるのみである。古來の註釋家は全然佛教に關係のない文句に就いても、頗る詳細なる出處意義を闡明するに努力を惜まざるに、獨り此句に對しては、何等の説明をも要せざるものゝ如く、之を放抛して顧みざるは余輩の甚だ奇怪の感を抱かざるを得ざるところである。而して偶々之に對し多少の註釋を下すものは、亦甚だしく誤まつて居る。例之へば中觀の檢幽集(卷六)同處の註釋に
言智度論等、准上所引法花玄論說、八十須言十八、恐是寫倒歟、

とあるが如きである。此に引く法花玄論とは同書の卷一に

十八部毗婆娑別釋十八部律、如善見之流、

とあるをいふのである。が吉藏が果して智論の八十を十八の誤寫と考へて居たか否は甚だ不明である。「玄論」の文と同一著者の筆に成れる「玄義」の文とは極めて相似たものであり、而して玄義に於ては明かに八十部の律は八十部の毗婆娑之を釋すとあるを見れば、余輩は寧ろ玄論の十八とあるのは何れも八十の誤寫たりと疑はぬのである。智論には後に説く如く常に八十部の律とあつて、未だ一度も十八部の律といはないのが第一の證據である。のみならず玄論の此文は一般に三藏を通釋するものに對し、一教を別釋するものゝあることを述べたので、脇比丘の四阿含論を造つて四阿含教を別釋し、舍利弗毗曇の佛の毗曇藏を別釋した如く、八十部の婆娑は八十部の律を別釋したといふので、小乘十八派の徒が各自に律の註釋を有して居たといふのではない。又十八派のものが各別に律の註釋を有して居たといふ如き何等の典據もない。吉藏の文は常に典據を古典に求めて書いたもので、決して慢然筆を下した所はない。是れは六朝から隋唐に至る間盛に行はれた四六文作者の常則である。此點から見ても彼が智度論に八十とあるのを特に十八と變更すべき理由はない。思ふに後世玄論に八十部とあるを十八部と誤解し、故意に其本文を修正したか、若くは其意義の明かならぬ所から、知らず識らず十八部と誤寫したか孰れかであらう。然るに檢幽鈔の著者は其玄論の文の

誤れるに注意せず、何處迄も之を以て所謂小乘十八部の十八と解釋し、反つて之を以て玄義の文までも改めんとするのは、誤に就いて更らに誤を重ねんとするのである。

元來玄義に引く智度論の文とは、古來の註釋家も既に明示する如く、同書卷百最後の一段に

毗尼名比丘作罪、佛結戒應行是不應行是、作是事得是罪、略說有八十部、亦有二分、一者摩偷羅國毗尼、含阿波陁那本生有八十部、二者罽賓國毗尼、除却本生阿波陁那但取要用作十部、有八十部毗婆沙解釋

とあるを指すのである。此には再三八十部の語が顯はれて居るが、未だ一度も十八部とはない、又之を以て十八部となした異本もない。のみならず智論卷二にも又次の如き文がある。

爾時須提那迦蘭陀長者子、初作嬉怒、以是因緣故結初大罪、二百五十戒義、作三部、七法・八法・比丘尼毗尼・增一・憂波利問・雜部・善部・如是等八十部作毗尼藏。

是れは律藏の結集を説いたもので、優波利が師子座に就き迦葉の問に應じ結戒の次第を述べたことを叙し、二百五十戒以下は其内容を提説したのである。而して此にも八十部とある、(宋本には八十を八千となすが、其誤寫たることは言ふ迄もない)乃ち八十部とは小乘十八派の義ではなく、律藏の内容を示したものとすることは、此文によつて秋毫も疑を容るべからざるのである。

之によつて見れば智度製作時代最も多く印度に行はれた律藏、少くとも智論作者の學んだ律本は

八十部より成立して居たことは明了であるといはなければならぬ。是れが常に彼の八十部の語を繰返し用ゐて居る所以である。然らば所謂八十部とは抑も如何なる部類を指示するか、八十なる數字を構成する内容は如何なるものであるか、次に起つて來る問題である。

二

從來佛敎家の間には大集經の文によつて五部の律なる語が屢々用ゐられ、而して其中迦葉維部の律のみは未だ支那に傳はらなかつたものといふ。律なるものが果して此等五部（即ち大衆、一切有部、化地、法藏と迦葉維部）にのみ限られたものか、將た其他にも嘗て印度に存在したものがなかつたかは今此には論じないが、兎に角現時支那印度に傳はつて居る諸種の律本に就いて之を見れば何れも多少づゝ變異する所がある。啻に異派の律が其内容を異にするのみならず、同一派に屬するものといへども、決して全然同様ではない。即ち律藏も其各派各時代によつて、其體裁内容を異にしたことは明かである。で智度論製作時代に於ける律が今傳はれる律と其内容に於て全然同一であつたか否は何人も斷言出來ない所であるが、現存せる律書の中に就き、智度論中に示す所の内容と略相一致するものを求むれば、吾人は先づ十誦律を擧げなければならぬ。即ち智度論製作時代最も多く印度に行はれたもの、若くは論作者の最も親しく研究したものは、十誦律若くは之に最も近い

ものであつたらうといふことも容易に斷言し得る所である。で今此には十誦律の内容を表示し、所謂八十部なる數を構成する篇目の如何なるものなるかを明にして置かうと思ふ。

元來律藏なるものは大綱三部から成立して居る、是れは如何なる派の律に於ても大體一致する所である。勿論其細目に至つては各律一樣ならず、其編纂類別の方法を同じくせぬが、要するに三部を出てない。所謂三部とは第一篇の波羅提木又で、是れには僧團生活をなすものゝ缺くべからざる最も緊要の戒律を列擧する。而して是れは又各派の律に於ても最も變異の少い部分である。次は麤度といひ、前の項目に比しては稍細事に渉るものではあるが、尙ほ僧侶の受戒・布薩の式より其衣食住に關する比較的重要な事項を規定する。此部に於ても各律の變異は割合に少い。其變異の最も著しいのは其第三部の所謂雜事と稱する部分である。此には前に洩れたり、若くは述べて悉しからざる諸種雜多の事件を列擧したものである。戒律の要目は前の第一第二の二篇に於て既に述べ了つて居るのであるが、更らに其細則を擧げたものとも見らるゝ。隨つて其内容に於て第一第二篇と重説するのは論を俟たぬ。南傳の律の如きは第一篇を波羅提木又といひ、第二篇を大跋渠、(其各章を麤度と稱す)、第三篇を小跋渠と名づくる、跋渠 *vagga* は集の義である。四分律は名の如く全部を四部となすが、第一、第二分は僧と尼との異なるのみで、同じく波羅提木又であり、第三分が第二篇の麤度、第四分が雜事であり。五分律に於ても殆んど同様で、第一第二分は僧と尼との波羅提木又、第

三分は韃度、第四分は滅諍と羯磨とを別に開いて一分となしたもので、他の律では或は之を第二篇に、或は第三篇に編入する。而して第五分は雜事である。僧祇律にあつても先づ初には波羅提木叉を説き、次に雜事跋渠と稱するは第二篇韃度に相當し、威儀法と終の明波羅夷等法とは第三篇雜事に入るのである。十誦律に至つては第一第二篇は殆んど前と同じであるが、其雜部なるものは甚だ複雑となるのみならず、尼律を以て直ちに僧の波羅提本叉に接し記述せず、其間に第二篇の韃度并に之と相關連した雜事を挿入する、是れが他の律と大に其趣を異にする所であり、而して智度論の記述と正さに相合致するのである。但其三部より成立つことは秋毫他の律と異なる所はない、唯其編纂の方法が特に他と同じからざるのみである。兎に角是れが智度論に戒を結集して「三部となす」といふ所以である。

他の律のことは今此に論ずる要はないから一切之を略し、直ちに其八十部の律なるものゝ内容を明かにする爲め、左に十誦律によつて其篇目部類を掲ぐることにする。

一、八法(初誦より第三誦に至り)部八

- (一) 波羅夷
- (二) 僧 殘
- (三) 不 定
- (四) 捨 墮
- (五) 墮
- (六) 提舍尼
- (七) 衆 學
- (八) 滅 諍

二、七法(第四誦)部七

- (一) 受 戒 (二) 布 薩 (三) 自 恣 (四) 安 居 (五) 皮 華
- (六) 醫 藥 (七) 衣

三、八法(第五誦)部八

- (一) 迦 絺 那 衣 (二) 俱 舍 彌 膽 波 (四) 般 茶 盧 伽 (五) 僧 殘 悔 過
- (六) 遮 邏 (七) 臥 具 (八) 諍 事

四、雜誦(第六誦)部五

- (一) 調 達 (二) 中 二 十 法 (三) 比 丘 尼 法 (四) 後 二 十 法

現行本に於ける此雜誦の標目は甚だ曖昧であるが、其本文によつて仔細に之を案んずれば、調達と稱するのは提婆の事件と他の諸種の雜件とで、是れが初二十法となるものであり、次の中二十法は上、下二あつて、二節となるべきであり、次の比丘尼法と後二十法とは共に後二十法の一部分であり、其上、下の二節を成すのである、だから嚴密に之をいへば(一)初二十法、(二)中二十法上、(三)同下、(四)後二十法上、(五)同下となすべきである。で計五部となる。

五、尼律(第七誦)部六

- (一) 波 羅 夷 (二) 僧 殘 (三) 捨 墮 (四) 墮 尼附比丘壇文 (五) 提 舍 尼
- (六) 八 敬 法

六、增一法(第八誦)部十一

(一) 一 法乃至 (二) 十一 法

七、優波離問(一)(第九誦)部九

(一) 姪 (二) 盜 (三) 殺 (四) 妄 語 (五) 僧 殘

(六) 不 定 (七) 捨 墮 (八) 墮 殺 (九) 滅 諍 (五) 僧 殘

八、同 (二)(同上)部六

(一) 受 戒 (二) 布 薩 (三) 自 恣 (四) 安 居 (五) 藥

(六) 衣

九、八法(同上)部九

(一) 迦 絺 那 衣 (二) 拘 舍 彌 膽 波 般 茶 盧 伽 順 行

(六) 遮 臥 具 滅 事 雜 事

十、雜法(第十誦)部七

(一) 比丘誦行法 (二) 二種毗尼及雜誦 淫 (四) 盜 (五) 殺

(六) 妄 語 (七) 僧 殘

十一、善誦毗尼序(同上)部四

(一) 五百集法 (二) 七百集法 (三) 毗尼中雜品 (四) 因 緣

計 十一〇〇 十誦 八十部

若し善誦毗尼序を姑らく章
外とすれば十章十誦となる

此善誦毗尼は又三品に分つこともある、其時は五百集法、七百集法を其上となし、雜品を中とし、因縁を下とする。而して此章を善誦毗尼序と稱するのは一見如何にも奇怪に思はれぬでもない、又最後の一節を因縁と名づくるのも甚だ其意を得ぬ。雜品や因縁は共に補遺であつて、決して戒律の成立因縁を説いたものではない。依つて思ふに五百集法や七百集法は戒律結集の顛末を述べたので、之を律の最後に附し、本之を善誦毗尼序となし、律一篇の總序としたのであらう。所が其後更らに其戒律中漏れたるを拾ひ、今所謂雜品及び因縁が編輯増補せられ、此に之を毗尼序の第三、第四としたのであらう。

要するに現時の十誦律なるものは、前に述べた如く十一章(又は十章)より成立し、同一問題が再三繰返され、其次第に増補せられたことを示す、最初の五章に於ては既に戒律一般の規定が列擧せられて居り、而して其中にあつても第四章雜誦は明かに前の補充篇たることを知るべきである。第六章の増一は勿論増一阿含等の例に倣ひ、戒律を彙類して一法より十一法となしたもので、固より又前記諸戒と異なるものではない。第七、八、九の三章に於ける優波離問なるものは、律の口誦者たる優波離の名に託し、第一章の八法、第二章の七法、第三章の八法等に關する補充篇であり、第十章の雜誦は更らに此等の缺けたるを補ふたに過ぎず、最後の第十一章中の雜品、因縁は又之を補足したものと見なければならぬ。で現行本の十誦律に於ては、少くとも三四回に涉り、次第々々に後人の補へる痕迹を認むるを得るのである。而して此等補充の何時代に成れるものなるかは甚だ不明であるが、前に引用した如く、智度論に律の内容を總攝し、三部・七法・八法・比丘尼毗尼・増一・憂波

利問・雜部・善部是の如き等の八十部とあるに對照するに、論の三部とは前既に説いた通りである、七法とは第二章、八法とは第三章、比丘尼毗尼とは第五章、増一とは第六章、優波利問とは第七、八、九章、雜部とは第十章、善部とは善誦毗尼の意義で第十一章に相當することは殆んど疑を容れない。唯此には第一章の八法と第四章の雜誦とが略せられて居るやうであるが、元來論では唯其篇目の大體を擧げ、「如是等」とあつて總べてを悉くしたものでないことは明かである。而して如何なる律にあつても第一章の波羅提木叉の略せらるべき筈はなく、是れが抑も戒律の最も主要なる部分である以上、又後に比丘尼毗尼なる名目の擧げらるゝを以て見ても、比丘の毗尼の存在すべきは當然である。又第四章の雜誦と稱するものは或は論製作の後増益せられたものではなからうかといふ疑も生ずるが、是れは後に第十章に雜部とあるのと其性質に於て相類する所から、前後を通じて共に雜部を以て之を包括せしめたのであらう。で此等十一章各節を合すると正しく八十部となる、是れが抑も八十部の毗尼なる名稱の由つて起つた所以である。

以上論ずる所によつて之を觀れば、智度論製作の時代には既に大體に於て現時の十誦律と同様の律の印度に行はれたことが判る。其幾多の修正増補の如きも、佛滅後一世紀の頃彼律要を加へて以來、數世紀の間に成り、紀元後二三世紀の時代には現行本と其内容排列に於て餘り大なる變異を見ざる迄に至つたことが判る。他の律の十誦律に比して尙ほ甚だ簡略なるを以て見れば、十誦律は此

等諸律の中、最も善く修補完成せられたものかも判らぬ。

三

上節論述する所によつて余輩は智度論の所謂八十部の律とは、今の十誦律を意義するものであることを説き、而して其八十の数の由つて起る所以を明かにした。が尙ほ序を以て之と關連する一二の注意すべき事項を述べて置かうと思ふ。

前にも一言した如く智度論卷百の終には、八十部の律には二分あり、一は摩偷羅國のそれで、これには「阿波陀那本生を含み」他の一は屬賓國に行はるゝそれで、八十部であることは前者と同じであるが、これには「阿波陀那本生を除却」し、但其要を取つて、十部となし、更らに八十部の毗婆沙を作つて之を解釋したといふことである。此にいふ屬賓とは西北印度のカシミール國のことであり摩偷羅とは Mayūra 又は Mayāpura と稱し、同じく北印度の一部ではあるが、迦濕彌羅より南東に當り、恒河の東岸に位する一都城で、今の Hardwar 附近である。西域記の卷四秣底補羅國の條下には、

國西北境號伽河東岸有摩裕羅城、周二十餘里、居人殷盛、清流交帶……去城不遠、臨號伽河、有大天祠、甚多靈異、其中有池、編石爲岸、引號伽水爲補、五印度人謂之號伽河門、生福滅罪之

所、常有遠方數百千人、集此澡濯、乘善諸王、建立福舍、備珍羞、儲醫藥、惠施鰥寡、周給孤獨。とあり。摩裕羅とは即ち此にいふ摩偷羅であり、此地は玄奘時代から自在天信仰の盛な所で、今日でも印度諸方からの巡禮者の集まり來つて此に沐浴するもの最も多い名所であり、大自在天の像も立つて居る。玄奘は佛敎の状態に關しては一言も記さないが義淨も「北方は皆悉く有部」といふ如く元と此邊は西北迦濕彌羅國と同じく一切有部の盛に行はれた所である。で有部の律たる十誦律が此等地方に行はれたのも固より當然のことであるといはなければならぬ。又論の阿波陀那とは *avāṭṭā-* *pi* で、物語の一種であり、本生の佛菩薩の前生を説いたものであるのは言ふ迄もない。所で摩偷羅國に行はれたといふ阿波陀那や本生を含む律とは、果して如何なるものか、今勿論精確には判らぬが、或は義淨の譯出した根本説一切有部毗奈耶（其譯出する全部を通じては約百五六十巻にも達する）の類ではなからうかと思ふ。義淨の一切有部毗奈耶は何處より將來したか明記する所はないが假令ひそれが師子島からであつたとしても、固より師子島に於て編纂せられたものではなく、何れ印度から傳來したのであらうから、或は摩偷羅地方杯から次第に轉々して師子島に入つたものな
いともいへぬ。其れは其卷數に於て非常に多く、義淨が果して其全部を譯出したものか否も明かならぬが、其中には諸種の興味ある物語が多く包含せられて居る。可なり後世の作とは思ふが、十誦律が既に智論製作以前にあつたとすれば、義淨の譯出した毗奈耶も大體當時既に存在したものと見

て必らずしも不當ではなからう。是れは戒律諸本の中最も浩漭にして殆んど集大成せられたものといつて差支ない。

斯かる浩漭なる律本を一般僧侶が讀誦しなければならぬといふことの實際上頗る困難なるは多言を要しない、而して戒律なるものは其性質上各僧侶の平常行狀を規定するものであるから、迦濕彌羅の僧侶が、其要を取つて之を節略し、實際上の修行の爲めには直接必要ならざる阿波陀那や本生譚を去り、簡潔に其緣起だけを記述し、此に十部となしたのは最も適當の處置であつたといはなければならぬ。而して更らに其疑義の點に就ては別に毗婆沙を作つて特志のものゝ參考に供したものでらしい。所で此略して十部となしたといふ律は、即ち今の所謂十誦律でなからうかと思ふ。十誦律は前に述べた如く全部十一章(又は十章)から成立して居るが、其れは其内容の性質並びに長短によつて之を十部に彙類したものである。即ち第一章の波羅提木叉は戒律中最も重要なものであり、隨つて其叙述が最も長きに渉るから、之を三誦に分つが、餘は大抵各章一誦である。(七、八、九章は其内容諸種の問題に觸るゝが、何れも優波離問であるから之を一誦とする、而して最後の善誦毗尼は本來一篇の總序とも目すべきもので、唯戒律の由來因縁を説いたに止まるのであるから、之を誦外となし、此に十部類即ち十誦となつたのである。)所が出三藏記集(卷三)律の四部序録には、

昔大迦葉具持法藏、次傳阿難、至于第五師優波掘、本有八十誦、優波掘以後世鈍根不能具受故、

刪爲十誦、以誦爲名、謂法應誦持也、

といひ、之を刪略したものは優波掘多であり、且つ彼は八十誦の大本を節略して其八分の一の十誦となしたものと如く記すが、是れは殆んど信ずるに足らざる傳説である。僧祐は果して如何なる典據によつて之を書いたか甚だ明かならぬが、第一此傳説に疑ふべきは優波掘多の之を刪略したといふことである。優波掘多は傳説によれば阿育王の師である、而して罽賓國に佛敎の傳はつたのは、阿育王の傳道師を彼に派遣した後のことである。尙ほ智度論の述ぶる所によれば、之を刪略したのは罽賓國人であるらしい。是れによつて之を見れば其節略本の成れるは罽賓國人の事業であり、其時代は阿育王以後でなくてはならぬ。優波掘多が之をなしたといふのは到底吾人の信ずべからざることである。次に僧祐の記によれば元と大本は八十誦から成立したのを刪略して十誦としたといふのであるが、是れも甚だ疑はしい。八十誦の語は智度論にも出て居ない、彼には八十部とある。此にいふ誦とは律本の部類、篇章の分け方であり、部とは律を組織構成する法又は部分である。此兩者は決して混同すべからざるのである。是故に智度論にも毗尼は略説すれば八十部ありと説き、而る後更らに亦二分ありといひ、此に大本と略本とを擧ぐ。大本と略本との差は唯阿波陀那や本生譚の有無によるので、廣本に存する戒律を刪つて略本に載せなかつたのではない。又戒律の性質上斯くの如きことは到底なし得ないことである。だから大本にも八十部あれば、略本にも八十部ある

ことは勿論である。僧祐は恐らく此部と誦とを混同し、八十部を略して十部となしたとあるから、本來八十誦のもの刪つて十誦となしたものと誤解し、斯かる記述をなしたのであらう。智度論の翻譯も多少曖昧であつて、混同を生じ易い傾向を有して居るから、必らずしも僧祐のみを咎むる譯には行かぬが、其略して十部となすといふのは十部類即ち十章となしたといふ意義であるのは明了である。だから直ちに之に次ぎ又八十部の毗婆沙あつて解釋すとある。若し單に十部のものならば八十部の毗婆沙の存すべき筈はない。

以上述ぶる所によつて見れば智度論の所謂略本なるものは最も善く今の十誦律に相當する。且つ今の十誦律なるものは主として羅什の譯する所ではあるが、羅什の將來したものではなく、其初の部分は弗若多羅の誦出する所であり、中は曇摩流支、而して終の善誦は卑摩羅叉の將來若くは譯出するものである。而して此等三人の中弗若多羅と卑摩羅叉とは明かに罽賓の人であり、曇摩羅叉は僧傳には單に西域の人とあるのみで、其何處の出たるかは明かならぬが、弗若多羅が翻譯の業半ばにして入滅したので、慧遠の之を遺憾とし、戒律に熟達したる士を求め、曇摩羅叉を聘し其翻譯の事業を繼續せしめたのであるから、彼亦罽賓の人たるを否とに關はらず、同一原本に據つたことは疑ない。して見れば今の十誦律は全く罽賓から傳來したものといはなければならぬ。此點から考へても智度論に彼十部の略本が罽賓に行はれたといふのと全く符合する。愈以て十誦律の智度論の所

謂八十部の略本なることを知るべきである。

尙ほ智度論にいふ八十部の毗婆沙とは、是れ亦果して如何なるものなるか勿論明かでないが、現藏經中薩婆多毘尼毘婆沙なるものが一部ある。固より失譯經であるから、其傳來も判然しないが或は是れが智度論に所謂八十部の毗婆沙なるものではなからうか。假令ひ此が同一の書でないとしても、恐らく之と其形式内容に於て最も相近いものでなくてはならぬと思ふ。

最後に吉藏の法華玄論には、前に引用した「十八部婆沙別釋十八部律」の文の後、直ちに「如善見之流」とある、是れは必らずしも善見毗婆沙を以て八十部の毗婆沙と解釋したのではなく、善見毗婆沙も律の毗婆沙であるから、唯此の如き類のものたることを例示したに過ぎない。で此文には何等の非議すべき點もないが、三論玄義の「八十部律八十部毗婆沙釋之」の下には

善見律、別釋師子國要用十誦律

とある。善見毗婆沙は譯者僧伽跋陀羅の師が其原本を將來し、南海より廣州に至り、其弟子跋陀羅に授けたものといふ。此傳説からしても師子國傳來の毗婆沙なることを推察し得らるゝが、其内容を檢すれば愈以て師子國人の手によつて製作せられたものたるを知る。是故に吉藏の屬賓に行はれた八十部の毗婆沙の外に、善見は別に師子國の律を解釋したものといふのは正しい。が此に師子國の要用十誦律を釋すとあるのは極めて奇怪である。師子國の律は善淨が「南面すれば威上座」といつ

た如く、上座の律である、随つて是れは決して八十部から成立するものでもなく、又十誦のものでもない。十誦の北方に行はれた律であることは明かであり、南方のそれとは大に趣の異なつたものである。然るに吉藏が師子國の要用十誦律と稱するのは、全然誤であるといはなければならぬ。恐らく彼は何れの律も皆十誦から成立つものと誤解したのであらう。併し若し彼の言を正しく解釋せんとするならば善見は別に「罽賓に行はるゝ要用十誦律に相當する師子國の律を釋した」ものどもいはなければならぬ。が斯く解釋するには語足らず、意義の曖昧たるを免れぬ。何れにしても此文は甚だ穩當ならぬものである。(完)